

2. 取り決めていますか？養育費のこと

(1) 養育費ってどんなもの？

？ 養育費とは

養育費とは、子どもが経済的・社会的に自立するために必要な費用のことで、具体的には生活費や教育費、医療費などです。

養育費を受け取ることは、子どもにとっての大切な権利です。

お子さんにとっては、お父さんとお母さん2人ともが大切な親であるということを忘れずに、お子さんのことを第一に考えて取決めをしましょう。

養育費にかかわる Q&A



Q 養育費について話し合わないまま離婚してしまったけど、後からでも請求できるの？

A 養育費はお子さんの成長のために必要な費用ですので、いつでも請求できます。



Q 離婚する時に、「養育費はいらない」と言ってしまったんだけど……

A 生活状況は変化しますので、後から養育費が必要になることもあります。一度取り決めた内容でも、話し合いや家庭裁判所の調停によって変更できる場合があります。



Q 養育費をもらおうと、子どもに会わせなくてはいけないの？

養育費の支払いと、お子さんとの面会交流は別の問題です。したがって、お子さんと会わせなくても養育費を請求することはできます。

A しかし、定期的にお子さんに会うことは相手にとって養育費を支払うための励みになるはずですよ。そして何より、離れて暮らす親と交流し、その愛情を感じることはお子さんの成長のためにも大切なことですので、無理のない範囲で話し合ってみましょう。



Q 養育費について、誰かに相談に乗ってほしい……

A お住まいの地域を担当する母子・父子自立支援員のほか、国が「養育費・親子交流相談支援センター」を設置しています。専門の相談員が話を聞いてくれますので、お気軽にご相談ください。

法的な相談を受けたいときは、弁護士会や法テラスによる法律相談を受けることもできます。



✿ 母子・父子自立支援員 連絡先はお住まいの地域により異なります(→P25)

✿ 養育費・親子交流相談支援センター 【無料】

電話番号 0120-965-419
(携帯電話からは 03-3980-4108)

✿ 岡山弁護士会

電話番号 086-234-5888

※電話で予約していただき、面談となります(有料)

✿ 法テラス サポートダイヤル

電話番号 0570-078374

2. 取り決めていますか？養育費のこと

(2) 養育費取決めまでの流れ

養育費を請求するための方法は、大きく分けて2つあります。パートナーと話し合って決める方法と、家庭裁判所に間を取り持ってもらう決める方法です。

①話し合いによって決める

夫婦関係を解消しても、子どもにとってのお父さんとお母さんであることは変わりません。離婚後のお子さんの生活や教育について、しっかりと話し合っておきましょう。

お子さんと一緒に暮らさない親が、お子さんの生活費や学費について一ヶ月にどれだけ支払うか、どれくらいの頻度で面会するかなど、お子さんのことを第一に考えて取り決めておきましょう。

話し合った内容については子どもの養育に関する合意書として、きちんと書面にまとめておきましょう。できれば公証役場へ持って行き、公正証書を作ってもらうことが理想です。9ページに合意書の例を載せていますので、ぜひご利用ください。(コピーして使うこともできます。)

? 公正証書とは

法務大臣から任命された公証人が作成する公の文書で、公的な証明力の高い書類です。公正証書を作っておくと、約束した養育費を支払ってもらえないときなどに差し押さえ(強制執行)などの方法を取ることができます。

作成には手数料がかかりますが、調停よりも簡単な手続きで済みます。ただし、話し合いの仲裁はしてくれませんので、必ず2人の間で話がまとまってから作りましょう。

岡山県内の公証役場については、法務局のHPから探すことができます。
<http://houmukyoku.moj.go.jp/okayama/table/kousyou/all.html>



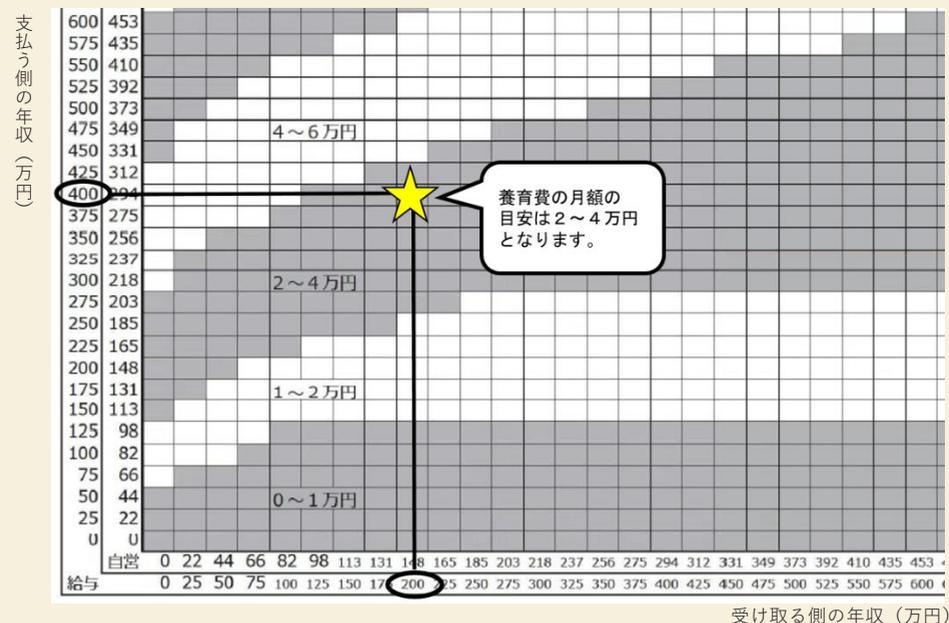
<参考>養育費算定表

支払う側と受け取る側の収入をもとに、それぞれが交差するところで一ヶ月あたりの養育費の目安がわかります。(あくまで目安です。)

お子さんの人数や年齢、お互いの経済状況によっては支払額が変わることもあります。

(例) 0～14歳の子どもが一人いる場合

支払う側の年収が400万円、受け取る側の年収が200万円



詳しい養育費算定表は、裁判所のHPで見ることができます。

<東京家庭裁判所HP>

https://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/tetuzuki/youikuhi_santei_hyou/index.html



子どもの養育に関する合意書			
父		母	
ふりがな		ふりがな	
氏名		氏名	
住所	〒 電話 メール	住所	〒 電話 メール
勤務先	名称 所在地 〒	勤務先	名称 所在地 〒
子ども			
1	ふりがな 氏名	2	ふりがな 氏名
3	ふりがな 氏名	4	ふりがな 氏名
養育費			
	支払期間	金額	支払時期
子1	年月日から 年月日まで 歳に達した後の3月まで	1か月当たり 円ずつ	毎月 日
子2	年月日から 年月日まで 歳に達した後の3月まで	1か月当たり 円ずつ	毎月 日
子3	年月日から 年月日まで 歳に達した後の3月まで	1か月当たり 円ずつ	毎月 日
子4	年月日から 年月日まで 歳に達した後の3月まで	1か月当たり 円ずつ	毎月 日
振込先		その他	
金融機関 銀行 支店 口座の種類 普通・当座 口座番号 口座の名義			
面会交流			
	面会交流の内容と頻度	受け渡しの場所	父母連絡方法
子1	宿泊なし面会()に 回数、() 宿泊あり面会()に 回数、() ()に 回数、()	()の自宅近く 双方の自宅の中間地点 その都度協議 ()	SNS() メール口手紙 電話 ()
子2	宿泊なし面会()に 回数、() 宿泊あり面会()に 回数、() ()に 回数、()	()の自宅近く 双方の自宅の中間地点 その都度協議 ()	SNS() メール口手紙 電話 ()
子3	宿泊なし面会()に 回数、() 宿泊あり面会()に 回数、() ()に 回数、()	()の自宅近く 双方の自宅の中間地点 その都度協議 ()	SNS() メール口手紙 電話 ()
子4	宿泊なし面会()に 回数、() 宿泊あり面会()に 回数、() ()に 回数、()	()の自宅近く 双方の自宅の中間地点 その都度協議 ()	SNS() メール口手紙 電話 ()
その他(連絡方法や留意事項等を自由にお書きください)			

子どもの養育に関する合意書 (記入例)			
父		母	
ふりがな	ほうむ たろう	ふりがな	ほうむ はなこ
氏名	法務 太郎	氏名	法務 花子
住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県△△市□□町●-▲-■	住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県△△市■□町▲-■-●
勤務先	名称 〇〇〇株式会社 所在地 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県△△市●●町▲-■-●	勤務先	名称 □□□株式会社 所在地 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県■市□□町●-▲-■
子ども			
1	ふりがな 氏名	2	ふりがな 氏名
3	ふりがな 氏名	4	ふりがな 氏名
養育費			
	支払期間	金額	支払時期
子1	2021年2月1日から 子1が22歳に達した後の3月まで	1か月当たり 〇万 円ずつ	毎月 25 日
子2	2021年2月1日から 子2が22歳に達した後の3月まで	1か月当たり 〇万 円ずつ	毎月 25 日
子3	年月日から 年月日まで 歳に達した後の3月まで	1か月当たり 円ずつ	毎月 日
子4	年月日から 年月日まで 歳に達した後の3月まで	1か月当たり 円ずつ	毎月 日
振込先 (子1及び子2の養育費の振込先)		その他	
金融機関 〇〇 銀行 △△ 支店 口座の種類 普通・当座 口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 口座の名義 ホウムハナコ		子1及び子2が高校・専門学校、大学等に進学した場合の費用等の負担については、別途協議する。	
面会交流			
	面会交流の内容と頻度	受け渡しの場所	父母連絡方法
子1	宿泊なし面会()に 回数、() 宿泊あり面会()に 回数、() ()に 回数、()	()の自宅近く 双方の自宅の中間地点 その都度協議 ()	SNS() メール口手紙 電話 ()
子2	宿泊なし面会()に 回数、() 宿泊あり面会()に 回数、() ()に 回数、()	()の自宅近く 双方の自宅の中間地点 その都度協議 ()	SNS() メール口手紙 電話 ()
子3	宿泊なし面会()に 回数、() 宿泊あり面会()に 回数、() ()に 回数、()	()の自宅近く 双方の自宅の中間地点 その都度協議 ()	SNS() メール口手紙 電話 ()
子4	宿泊なし面会()に 回数、() 宿泊あり面会()に 回数、() ()に 回数、()	()の自宅近く 双方の自宅の中間地点 その都度協議 ()	SNS() メール口手紙 電話 ()

合意書に書いた内容は、そのままでは法的拘束力がありません。
万が一内容を守ってもらえなかったときのために、ぜひ公正証書
を作ることをおすすめします。

この合意書を公証役場へ持って行くと、内容を元に公正証書
を作ってもらえます。(作成には手数料がかかります。)

出典：法務省 HP「子どもの養育に関する合意書作成の手引きと Q&A」
(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html)



2. 取り決めていますか？養育費のこと

②家事調停によって決める

話し合いがまとまらない場合や、お互いに顔を合わせたくない場合には、家庭裁判所に間を取り持ってもらう「家事調停」という手続きで決めることができます。調停で決まった内容には、公正証書と同じく法的拘束力があり、約束が守られない場合には差し押さえなどがあります。

家庭裁判所と聞くとなんだか厳しそうなイメージがありますが、決してそんなことはありません。裁判のように勝ち負けを決めるわけではなく、意見の違う2人が納得できる結論にたどり着けるよう、お手伝いをしてくれます。

具体的には、調停委員と呼ばれる職員が、お互いの話を聞きながら話し合いを進めてくれます。

家事調停手続きの流れ

1. 申立て

調停では、まず「申立書」という書類を家庭裁判所に提出します。

基本的に、申立書は相手の住所地を担当している裁判所に提出しますが、相手の同意があれば、自分の住所を担当する裁判所に提出することもできます。

初めて行く場所での手続きは、緊張してしまうかもしれません。そんな時は、岡山県の委託先のスタッフが一緒に付き添うことができます。詳しくは、下記までお問い合わせください。（法律的なアドバイスはできません。）

県南部：認定NPO法人ハーモニーネット未来（0865-63-4955）

県北部：NPO法人オレンジハート（0868-31-7156）

申立てには、以下の費用が必要となります。

- 収入印紙……対象となる子ども1人につき 1,200円
 - 連絡用の郵便切手
- （詳しくは申立てをする家庭裁判所へお問い合わせください。）

2. 調停

調停は平日に家庭裁判所で行われ、1回あたりの時間は2時間くらいです。

調停では、相手方と別々の待合室で待ち、交互に（話し合いの進み具合によっては同時に）調停室に入り、調停委員と話をします。数回の調停の中で話し合いがまとまれば、調停成立となります。

3. 審判

家事調停手続きでも話し合いがまとまらなかった場合には、審判手続きへと移ります。（改めて申立てをする必要はありません。）

これまでの調停の様子やお互いの事情を踏まえて、裁判官による審判で決定されることになります。

? 面会交流について

面会交流とは、子どもと離れて暮らす親が、定期的に子どもと会って遊んだり、話をしたりすることです。

お金の支援である養育費とともに、親からの愛情をより近く感じられる面会交流は、子どもの成長にとって大切なものです。面会交流の支援をしてくれる団体もあるので、前向きに話し合ってみましょう。



面会交流支援団体

特定非営利活動法人 岡山家族支援センターみらい

電話番号：070-5678-0226 (<http://oks-mirai.jp>)

※条件によっては、支援が受けられない場合もあります。

